

2025 年 5 月 26 日

吸収分割に係る事後開示書面

(吸収分割会社：会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社：会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

大阪市北区堂島二丁目 2 番 2 号
株式会社ケア 21
代表取締役 依田 雅

大阪市北区堂島二丁目 2 番 2 号
株式会社ケア 21 ライフプラス
代表取締役 吉田 和正

株式会社ケア 21（以下「吸収分割会社」といいます。）及び株式会社ケア 21 ライフプラス（2025 年 1 月 23 日付けで「株式会社凜」から商号変更。以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、両当事者間で締結した 2025 年 1 月 31 日付け会社分割契約に基づき、2025 年 5 月 1 日を効力発生日として、吸収分割会社の（介護予防）福祉用具貸与事業及び特定（介護予防）福祉用具販売事業を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項は、次のとおりであります。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2025 年 5 月 1 日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 反対株主の本吸収分割の差止請求手続きについて（会社法第 784 条の 2）

吸収分割会社は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、手続きは行っておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続きについて（会社法第 785 条）

吸収分割会社は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、手続きは行っておりません。

(3) 新株予約権買取請求手続きについて（会社法第 787 条）

吸収分割会社は、新株予約権を発行していないため、手続きは行っておりません。

(4) 債権者の異議手続きについて（会社法第 789 条）

吸収分割会社は、会社法第 789 条第 3 項の規定に基づく公告を行いましたが、本吸収分割に異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条 3 号）

(1) 反対株主の本吸収分割の差止請求手続きについて（会社法第 796 条の 2）

吸収分割承継会社は、会社法第 796 条第 1 項に規定する略式吸収分割に該当するため、手続きは行っておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続きについて（会社法第 797 条）

吸収分割承継会社は、吸収分割会社の完全子会社であるため、手続きは行っておりません。

(3) 債権者の異議手続きについて（会社法第 799 条）

吸収分割会社は、会社法第 799 条の規定に基づく公告を行いましたが、本吸収分割に異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、2025 年 5 月 1 日をもって、会社分割契約に基づき、吸収分割会社の（介護予防）福祉用具貸与事業及び特定（介護予防）福祉用具販売事業に関する権利義務を承継いたしました。

5. 本吸収分割に係る変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割の効力発生日である 2025 年 5 月 1 日から 2 週間以内に大阪法務局へ変更登記申請書を提出しております。

6. その他本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 186 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上